

シェルター広域連携推進事業 利用の手引き

事業概要

本事業の目的は、一時生活支援事業（シェルター事業）を実施していない自立相談支援機関による、住居を喪失した困窮者への対応を支援することである。具体的には近隣の宿泊施設を利用する際の宿泊費・食費の支出及び、あらかじめ連携の用意のあるゲストハウス等への紹介を行う。

利用基準

一時生活支援事業を模した事業であるため、利用の基準は一時生活支援事業の基準に準じるものとする。すなわち生活保護受給者でなく、かつ一定の収入及び資産の基準を満たしていることが原則である。しかし基準は援助の柔軟性を妨げるものであるべきではなく、緊急性の認められるときにはこの限りではない。

また想定利用日数は1～3日程度であるが、やむをえない場合には期間を超過することも可能であるものとする。

※一時生活支援事業実施自治体の自立相談支援機関が利用する場合については、宿泊費用は一時生活支援事業にて負担する事。

利用の流れ

利用の方法は2通りある。①宿泊施設を自立相談支援機関が自力で確保できる場合、②リストに示されたゲストハウス等を利用する場合である。それぞれ利用の流れは以下の図の通りである。

①宿泊施設を自立相談支援機関が自力で確保できる場合

